

コーポレートガバナンス・ガイドライン

住友電気工業株式会社

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下「本方針」という）を定める。

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは「住友事業精神」と「住友電工グループ経営理念」のもと、公正な事業活動を通して社会に貢献していくことを不変の基本方針としている。こうした基本理念を堅持しつつ持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上させていくためには、適正なコーポレートガバナンスに基づき経営の透明性、公正性を確保するとともに、イノベーションをキーワードに、保有する経営資源を最大限活用して成長戦略を果敢に立案・実行していくことが重要であり、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの一層の充実に取り組むこととする。

- a) 株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。
- b) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- c) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- d) 取締役会の戦略等基本方針決定機能及び経営の監督機能を重視し、それらの機能の実効性が確保される体制の整備及び取締役会の運営に注力する。業務執行については、権限及び責任を明確化し、事業環境の変化に応じた機動的な業務執行体制を確立することを目的として、執行役員制並びに事業本部制を導入している。また、経営健全性確保の観点から、監査役監査の強化を図ることとし、独立社外監査役と常勤の監査役が内部監査部門や会計監査人と連携して適法かつ適正な経営が行われるよう監視する体制としている。
- e) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で、株主との建設的な対話を行う。

2. 株主の権利・平等性の確保

(1) 株主の権利・平等性の確保

- ①当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。
- ②当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(2) 株主総会

- ①当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送すると

ともに、発送に先だって当社ホームページにおいて招集通知を開示する。

- ②当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用等、株主の議決権行使のための環境整備を行うほか、招集通知の英訳を進める。

(3) 株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

- ①当社は、政策保有株式を、取引先との長期的・安定的な関係の構築・強化や、事業・技術提携の円滑化を主たる目的として、中長期的な企業価値向上の観点より保有する。
- ②政策保有株式に係る議決権の行使については、上記①の方針を踏まえ、当社の企業価値向上につながる行使とすることを前提に、政策保有先の中長期的な企業価値向上に資するか等の観点よりその経営状況等を勘案して議案ごとの賛否を判断する。

3. ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上は、お客様、お取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの関わりによって支えられていることを認識し、これらのステークホルダーの利益を考慮するとともに、適切な協力関係の構築に努める。

4. 情報開示の充実

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組む。

5. 取締役会等の責務

(1) 取締役会の役割

取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図るため、経営の基本方針その他会社の重要事項について審議・決定するとともに、各取締役の職務執行の監督を行うことを主な役割とする。

(2) 代表取締役等に対する委任の範囲

- ①当社は、会社法の規定に対応し、定款及び社内規程により取締役会において決議すべき重要事項を定め、それ以外の業務執行の意思決定については、業務執行の機動性や柔軟性等の観点から、代表取締役及び業務執行を行う取締役等に委任する。
- ②取締役会の役割として経営戦略の方向付けを行うことの重要性が高まっているとの考えから、年度の売上損益計画等を審議対象としたうえで四半期毎にその達成状況の確認を行うこととして、経営戦略や経営計画等について審議する体制とする。一方で、投資、新会社設立等の個々の業務執行の意思決定については、社内規程における金額基準により件数を絞り込み、できるだけ取締役等に委ねることとする。

(3) 独立社外取締役の役割

当社の独立社外取締役は、経営方針・戦略など経営全般に関する助言を行うとともに、独立した客観的な立場から取締役の監督を行うことを主な役割とする。

(4) 取締役会の構成

取締役会全体として、経理・財務、経営管理などの企業戦略の意思決定において重要な分野に精通した人材、企業経営や国際感覚豊かな人材、法律や産業経済政策などに関する知見を有する人材、俯瞰的な立場で企業価値向上に寄与する独立性を有する人材などをバランスよく配置し、取締役会の機能を果たすために適切な人数を選任する。なお、独立社外取締役は2名以上の体制とする。

(5) 監査役による監査の体制

- ①監査役の過半数をさまざまな専門知識や多面的な視点を持つ独立社外監査役とし、これらの監査役と常勤の監査役や監査役専任のスタッフが内部監査部門や会計監査人と連携して適法かつ適正な経営が行われるよう監視する体制とする。
- ②各監査役は、監査役会が定めた監査基準・方針・分担に従い、取締役会等重要な会議への出席、取締役、内部監査部門その他の使用人等からの職務状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、主要な事業所等の往査等を実施するとともに、他の監査役から監査状況等の報告を受け、また会計監査人とは適宜情報交換等を行う。

(6) 関連当事者との取引

当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、法令及び社内規程に従い、取締役会において承認手続を行うとともに、当該取引を実施した場合には、重要な事実を取締役に報告することとする。また、その他の、会社や株主共同の利益を害するおそれのある関連当事者との取引についても、取締役会にて、社外取締役、社外監査役の意見を重視し、慎重に審議することとする。

(7) 指名・報酬諮問委員会

取締役・監査役候補の指名、取締役の報酬の決定を行うにあたり、透明性・公正性の確保のため、委員に社外役員を含む取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。

- a) 委員長は社外取締役とする。
- b) 委員の人数は3名以上とし、その過半数を社外役員とする。

(8) 取締役・監査役候補の指名方針及び手続

- ①社内取締役は、「萬事入精」「信用確実」「不趨浮利」を柱とする住友事業精神を備え実践している者、当社事業において豊富な経験と優れた実績がある者、当社の置かれた環境と今後の変化を踏まえ経営に関し客観的判断能力を有する者、先見性及び洞察力など人格・識見に秀でた者を候補者として選任する。
- ②社外取締役は、会社経営の経験者、各分野の専門家、学識経験者等の中から、会社の

持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から当社経営の監督者として相応しい人物を候補者として選任する。

- ③監査役は、会社経営の経験者及び法律、財務、会計に関する専門的な知見を有した人物を候補者として選任する。
- ④取締役・監査役候補者の選任は、指名諮問委員会にて客観的視点から審議を行い、その答申をもとに取締役会の決議によって決定する。

(9) 取締役報酬の決定方針及び手続

- ①取締役報酬は、月報酬、賞与により構成する。
- ②月報酬については、職位毎に当社の取締役にふさわしい報酬水準を設定し、そのうえで、各人の報酬は、役割や責任度合い並びに会社業績への貢献度に基づいて決定する。なお、株主総会において承認決議した報酬額の枠内で決定することとする。
- ③賞与については、総額は、毎期の会社業績、特に利益指標、配当水準等をもとに株主総会の決議を経て決定する。各人への配分は、中長期的な観点も踏まえ、職位や責任度合い、主要目標の達成度、毎期の会社業績への貢献度に基づいて決定する。社外取締役については、独立性を確保する観点から賞与は支払わない。
- ④取締役の月報酬及び賞与は、報酬諮問委員会にて客観的視点から審議を行い、その答申をもとに取締役会の決議によって決定する。
- ⑤取締役の月報酬、賞与の決定に際しては、事業内容、規模等の類似する企業を対象とした、役員報酬に関する第三者の調査を活用することにより、月報酬、賞与及び年俸水準の客観性を確保する。
- ⑥当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、株主価値を重視した経営を推進するために、社内取締役には、一定の基準を定めて役員持株会を通じた自社株の保有を奨励し、当該自社株は在任期間中継続して保有することとする。

(10) 独立社外取締役・監査役の独立性判断基準

社外取締役・社外監査役候補者の選定に当たっては、金融商品取引所が定める独立性基準を遵守しながら、当社との利害関係の有無を慎重に調査・確認のうえ、独立性について判断する。

(11) 取締役会の運営等

- ①取締役会事務局は、取締役会議案の資料について、各回の取締役会において充実した議論がなされるよう、取締役会の会日に先だって、社外役員を含む各取締役・監査役に配布する体制を整備する。
- ②取締役会事務局は、翌年における定時の取締役会の開催日程を年末までに設定し、取締役及び監査役に周知する。

(12) 社外取締役・監査役をサポート体制

- ①取締役会事務局は、社外取締役に対し、各部門と連携して経営に関する情報提供を行うほか、取締役会議案の事前説明を行うなど必要なサポートを行う。

②社外監査役に対する必要な情報の提供は、取締役会議案の事前説明を含め、常勤の監査役が行い、また、監査役専任のスタッフが監査役の活動に必要なサポートを行う。

(13) 取締役会の実効性の分析・評価

取締役会は、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

(14) 取締役・監査役のトレーニング

当社は、取締役・監査役が重要な統治機関の一翼を担うものとして期待される役割・責務を適切に果たすため、新任取締役・監査役には取締役・監査役の役割・責務に関する理解を深めるための研修、社外取締役・監査役には当社及び当社グループの理解を深めるための研修、その他法令やリスク管理、当社グループの経営環境に関する理解を深めるための研修などについて、計画的にトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用支援を行う。

(15) 内部統制

当社は、会社法等に基づき、取締役会において内部統制システムの基本方針の決定を行うほか同システムの整備・運用状況の監督を行う。

6. 株主との対話

以下の方針に基づき、株主との建設的な対話を促進する。

- a) 経理・財務担当取締役を株主との対話統括担当として指定する。
- b) 対話を補助する横断的事務局を設置する。
- c) 機関投資家、アナリストに対しては、決算説明会や取材対応の機会を通じて、コミュニケーションの充実を図る。また、一般の株主・投資家に対しては、財務情報、プレスリリース、決算説明会の資料を掲載するほか、動画配信を行うなど、Web サイトを通じた幅広い情報発信を行う。
- d) 対話において把握された株主の意見・懸念については、定期的に経営陣や取締役会への報告を実施する。
- e) 住友電工グループ ディスクロージャーポリシー(*)に基づき情報管理を行う。

* URL : <http://www.sei.co.jp/csr/disclosure.html>

以 上

2015年10月29日 制定

2016年 6月24日 改訂